



2024年3月27日

各 位

会 社 名 株式会社ムゲンエステート  
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 進一  
(コード番号：3299 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 常務執行役員 管理本部長 大久保 明  
(TEL. 03-6665-0581)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年4月26日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 106,000株
(3) 処分価額	1株につき1,550円
(4) 処分総額	164,300,000円
(5) 割当予定先	当社取締役2名(※) 41,000株 当社執行役員8名 65,000株 (※) 社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2022年3月25日開催の第32回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する時までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間120,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額100百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。今般、当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当

社の執行役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員の合計10名（以下、あわせて「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計164,300,000円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式106,000株を処分することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### (1) 譲渡制限期間

対象役員は、2024年4月26日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任する時までの間（2025年4月1日までに退任した場合（ただし、当該退任が死亡、任期の満了、その他当社の取締役会が正当と認める理由による場合を除く。））には、2025年4月1日までの間）、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（対象役員が当社子会社の取締役又は執行役員である場合には、払込期日の直前の当該子会社の定時株主総会の日から翌年に開催される当該子会社の定時株主総会の日までの間とし、以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期の満了、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、譲渡制限期間の満了時をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

##### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了した時点（本役務提供期間中に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合は、退任した時点）において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合に

は、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年3月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,550円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

### 4. 支配株主との取引等に関する事項

当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、本自己株式処分により譲渡制限付株式の払込金額に相当する金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を現物出資することをもって、譲渡制限付株式を付与することに関し、当社代表取締役会長 藤田進並びに支配株主と二親等以内の親族である代表取締役社長 藤田進一及び常務執行役員 庄田桂二を割当対象にしておりますので、支配株主との取引等に該当します。

#### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

ア、当社が、2024年3月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書にて、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を、以下のとおり定めております。

「当社の主要株主である当社代表取締役会長藤田進氏の持株比率は、二親等以内の親族及び創業家の資産管理会社である(株)ドリームカムトゥルー、(株)セラネス並びに(株)夢現企画の所有株式を合計すると過半数となり支配株主に該当致します。

当社は、少数株主保護のため全ての取引に関し、その適法性、内容の妥当性及び合理性を稟議規程等の諸規程に基づき吟味しております。特に(株)ドリームカムトゥルー、(株)セラネス並びに(株)夢現企画を含む支配株主及びその二親等以内の者との取引については、関連当事者取引として取り扱い、通常取引と比較して適正、妥当かつ合理的な取引であるかを取締役会に諮り、利害関係者を除く取締役による承認を得たうえで取引を行う旨コーポレートガバナンス・ガイドラインに定めております。」

イ、本自己株式処分につきましては、

- ① 予め取締役会において譲渡制限付株式報酬規程を定め、適法性、内容の妥当性及び合理性を審議しており、当該規程に基づいて処分をすることとしていること。
- ② 払込金額の決定方法や株式の付与内容及び条件については、支配株主との取引内容として適正な条件であることを取締役会に諮り、利害関係者を除く取締役による承認を得ていること。

以上の理由により、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関

する指針」に沿うものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

- ① 支配株主との取引等に関する公正性の担保及び利益相反の回避の観点から、当社代表取締役会長 藤田進及び代表取締役社長 藤田進一は譲渡制限付株式の付与に係る決議に参加していない。
- ② 上記決議に参加した、当社代表取締役会長 藤田進及び代表取締役社長 藤田進一を除く取締役全員の承認を得ている。

以上の理由により、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として適正なものとして判断しております。

(3) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本自己株式処分にかかる決議に際して、本自己株式処分について、下記の理由から当社の少数株主の皆さまにとって不利益なものではないことについて、支配株主と利害関係を有さない当社社外取締役の仁田雅志氏及び前川研吾氏より、本日付けで意見をいただいております。

- ① 本件譲渡制限付株式の付与は、株価変動によるメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期的な業績向上及び企業価値向上への意欲を高めることを目的としており、その付与にあたっては、あらかじめ定めた譲渡制限付株式報酬規程に基づき決定される。
- ② 譲渡制限付株式の付与金額の決定方法をはじめとする譲渡制限付株式の付与内容及び条件についても、適正なものである。
- ③ 支配株主である藤田進並びに二親等以内の親族である藤田進一及び庄田桂二への譲渡制限付株式の付与は、他の取締役や執行役員との結束力を高め、当社の中長期的な業績向上及び企業価値向上へ寄与することが期待され、少数株主の皆さまを含め、全ての株主の皆さまとの利害の共有及び利益拡大につながると考えられる。
- ④ 本自己株式処分は、第32回定時株主総会において承認された制度の枠内である。

以 上